

身延町における障害者就労施設等からの 物品等の調達方針（令和5年度）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、身延町における令和5年度の障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「方針」という。）を定める。

1 方針適用範囲

この方針は、身延町の全ての機関における物品等の調達に適用する。

2 対象施設等

この方針に基づき物品等を調達する施設等とは、山梨県内に所在する、法第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」とする。

3 調達物品等

身延町が契約によって調達する物品等のうち、調達を推進する物品等は、施設等が受注可能なものとする。（例示：別表）

4 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の策定後、本年度中においては、上記3に示す物品等のうち、事務用品、小物雑貨の調達を特に推進する。

5 調達の推進方法

施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

- （1）福祉保健課は、施設等が提供する物品等の内容について、情報提供を行う。
- （2）各課等は、物品等の調達にあたっては、施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
- （3）各課等は、物品等の調達にあたっては、施設等からの調達が可能となるよう、履行期限及び発注量を考慮するよう努める。
- （4）施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する。

6 物品等の調達目標額

本年度に当町が達成すべき調達の目標額は、前年度の実績以上とする。

7 その他

福祉保健課は、本方針に基づく物品等の調達の実績について、年度終了後に各課等から報告を求め、その概要を取りまとめて公表するものとする。

別表（調達を推進する物品等：例示）

区 分		物 品 等 の 例
物品	事務用品	図面袋、はがき、フラットファイルなど
	食料品等	弁当、パン、食材など
	小物雑貨	トイレットペーパー、洗浄用品など
役務	印刷	名刺、チラシ
	施設管理	清掃、除草など
	情報処理	データ入力など
	その他	クリーニング、資源回収など